通学区域を変更した場合のスケジュール (案)

平成 30 年 (2018 年) 11 月

再編成委員会の答申を受け、教育委員会等へ説明

【市教育委員会関係】

平成 31 年 (2019 年) 1月

保護者等を対象とした説明会の実施

【市教育委員会関係】

変更区域(田村4丁目8~37番、6丁目9~26番、8丁目4~7番、23~25番、 9丁目)にお住いの、平成31年4月相模小学校新入学予定者に通知

【市教育委員会 ⇒ 該当の保護者】

内容:「上記変更区域の指定校は、今後、神田小学校に変更する予定。

教育的配慮 現在、指定校は相模小学校であるが、あらかじめ手続きすることにより、神田小学校に入学することができる。

なお、相模小学校に入学し、学区変更の規則改正後に神田小学校へ転校する こともできる。」

<u>市外から、変更区域に転入する方にお知らせ</u> 【市教育委員会 ⇒ 該当の保護者】 内容:「上記変更区域の指定校は、今後、神田小学校に変更する予定。

教育的配慮 現在、指定校は相模小学校であるが、あらかじめ手続きすることにより、神田小学校に転入学することができる。

なお、相模小学校に転入学し、学区変更の規則改正後に神田小学校へ転校することもできる。」

規則改正(案)について、教育委員会へ付議

【市教育委員会関係】

規則改正 【市教育委員会関係】

変更区域(田村4丁目8~37番、6丁目9~26番、8丁目4~7番、23~25番、9丁目)の指定校を相模小学校から神田小学校に変更

変更区域にお住いの相模小学校在校生に通知 【市教育委員会 → 該当の保護者】 内容:「教育的配慮 手続きすることにより、卒業まで相模小学校、(新)相模小学 校へ通い続けることができる。」

変更区域にお住いの神田小学校新入学予定者のうち、兄または姉が既に相模小学校に通 学している方に通知 【市教育委員会 ⇒ 該当の保護者】

内容:「教育的配慮 手続きすることにより、相模小学校、(新)相模小学校に入学し、 卒業まで通い続けることができる。

なお、兄または姉とは別に、神田小学校へ入学することもできる。」